

2009年度決算反対討論

2010.9.24

日本共産党 梶田 進

私は日本共産党議員団を代表して、認定第1号「平成21年度武豊町一般会計歳入歳出決算」、はじめ、認定第2号「平成21年度武豊町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」、認定第4号「平成21年度武豊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」、認定第5号「平成21年度武豊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」、認定第6号「平成21年度武豊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」、認定第7号「平成21年度武豊町下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第8号「平成21年度水道事業会計決算」について、この際一括して反対討論をいたします。

リーマンショックからアメリカの金融危機を経て、不況の嵐が吹き荒れ、日本経済に大きな影響を及ぼしており、大企業は社会的責任を負うどころか、不況の下で派遣切り、期間工切りを横行させ、その結果、非正規従業員が勤労者の3分の1を占めるという状況となりました。職場を不法に解雇され、行き場をなくされた方々の救済に多くの方が手を差し伸べられました。中小商工業者の経営も非常に厳しく、日本共産党が要求した緊急の金融・融資政策が実行されました。一般国民にとって一段と経済的困難が増し、経済格差が大きくなっています。その一方で、大企業は売り上げ減の中で利益の蓄積である内部留保を積み上げるといふびつな経済がいつそう進行しています。

決算認定に付された、平成21年度決算を検証しますと、容認できない点が多々見受けられます。

その大きな問題点は、各会計における消費税の問題であります。消費税については法律による課税であり、一地方自治体で議論すべき問題ではないとの意見があることは承知しています。日本共産党の消費税に対する考え方は、当面、現在の消費税率5%を3%に引き下げること、そして、生活必需品には課税しないことであります。

この点からみるならば、一般会計に掛かる受け入れ消費税は基本的には廃止すべきであります。農業集落排水特別会計、下水道特別会計、水道会計への課税は生活必需品への非課税の観点から受け入れることはできません。

実際に課税されています消費税は、受け入れで一般会計1299万4千円、下水道会計で1249万円、水道会計で3694万4千円など、合計6300万2千円。消費税支払いは一般会計1億5095万8千円、下水道会計で1218万4千円、水道会計4833万4千円など、合計で2億1806万9千円と多額な消費税となっています。

一般会計個人町民税の収入未済件数は現年度で1100世帯を超える状態が続いており、常態化しているといえます。不納欠損については担当者の努力の結果、件数が大幅減とな

っていますが、経済状況が厳しい中で収入未済が増額していることから判断しますと、これからも厳しい状況が続くものと考えられます。

差し押さえ件数が倍増した内容では、財産調査をして納税可能と判断し、納税意思のない場合、差し押さえを執行したとされていますが、生活破壊につながるような差し押さえがあるとすれば許されないことをひとこと申し添えておきます。

一般会計歳出面では、これまでも指摘してきました、国の行なう無用な大型公共事業推進のための各種推進団体への負担金問題であります。伊勢湾口道路建設促進期成同盟会負担金この同盟会の設立趣旨は伊勢湾大橋を含む伊勢湾口道路の早期実現を強力に推進することです。又、リニア建設促進愛知県期成同盟会は磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設とそれにともなう中京圏鉄道網の整備促進を図ることになっています。伊勢湾口道路建設促進では伊勢湾を中心とした発展を期すことから周辺自治体とのお付き合いまで推進理由とされています。

当局がよく言われる費用対効果の検証はいっこうに示されず、旧態のゼネコン型開発の計画を強行しようとするものであり、「コンクリートから人へ」と政策転換をはかろうとしている民主党政権誕生でいっそう影が薄くなるものであり、推進から中止へと他の自治体に向けて意見を発信すべきです。

リニア建設促進については、民間企業である JR 東海が当初 2025 年までに自前で建設するという事業計画を発表し、その後、事業年数を延長する変更をされましたが、ルートも明確にしています。期成同盟会の事業内容で明確にしている建設促進に関する調査研究および広報・啓発は、JR 東海がそれを上回る内容で事業計画を進めているといえます。関係自治体が JR 東海の計画発表後に取った態度は、各自治体の思惑に沿ったルート変更を求めたのみで、中京圏の鉄道網の整備促進とはかけ離れた論議しか行われておりません。

この他、土木関係の衣浦蒲郡線、名浜道路関係の建設促進も高規格道路的な道路整備より、地域生活に密着した道路整備促進を求めることが優先されるべきであります。

新産業立地奨励金 3079 万 5 千円が支払われました。この奨励金制度により立地された事業とはいい難い事業所ではないでしょうか。簡単に言えば、単なる事業所名の変更で新会社設立、奨励金支払いといっても過言ではありません。新産業立地奨励金そのものが一定規模以上の企業への奨励金であり、不公平な制度であること、このような制度があることを理由に立地する企業は皆無に等しいことから、制度そのものの廃止を求めます。

国保会計決算は、後期高齢者医療制度の発足、国保加入者の収入減、制度改正による支出増などがあり、それらの影響から一般会計からの繰入金の前年度に比べて約 3 千万円増となりました。

国保会計を圧迫する大きな要因として、健康保険のような被保険者と雇用者双方が保険料を納付する制度ではなく、被保険者が保険税を納付するといういびつな保険制度であることがあります。雇用者の保険料負担分を国庫支出金という形で国保会計を維持してきましたが、相次ぐ国庫支出金の削減が影響し、その反動として国保税の引き上げがされ、納

税率の低下と悪循環に陥っているのが現状であります。

今議会で平成23年度には国保税の改正を検討することが明言されましたが、一自治体のみで国保会計の改善は不可能な事態に陥っていることを認識し、国に対して強く制度改善を求めることが先であると考えます。国の制度改善で各自治体の国保制度を維持できるよう求めることが重要なことでもあります。

後期高齢者医療制度は制度そのものが年齢による医療差別であり、医療を公平に受けることができるようにするため、制度を廃止すべきであります。

民主党政権が行なおうとしている制度は、現在の後期高齢者被保険者を国保と健保に振り分けるのみで、制度の根幹である年齢を新たに65歳以上を囲い込み、枠をさらに広げようとするものであり、医療差別はそのまま維持するという不当極まりないものであり許されるものではありません。

介護保険特別会計は、当初から懸念されていたとおり、介護認定者増、介護利用増イコール保険料引き上げが行なわれました。当町の保険料が3700円から3980円に引き上げられました。施設への入所ができない施設不足。収入が少なく十分な介護が受けられない。認定制度の改悪で要支援増、低介護度認定と介護保険制度発足前から懸念されていた、「保険あって介護無し」の状況が生まれています。このような状況の改善は待ったなしとなっています。

認定第6号、認定第7号、認定第8号は当初にのべたとおりのないようであります。

以上で、認定第1号、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号及び認定第8号に対する反対討論といたします。

以 上